

令和3年11月30日

1. 出席議員

議長 山口昌宏
1番 坂口正勝
3番 猪村利恵子
6番 吉原新司
8番 古川盛義
11番 松尾陽輔
13番 石橋敏伸
15番 松尾初秋
18番 牟田勝浩
20番 江原一雄

副議長 末藤正幸
2番 豊村貴司
5番 江口康成
7番 上田雄一
9番 吉川里己
12番 池田大生
14番 宮本栄八
17番 川原千秋
19番 杉原豊喜

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 川久保 和 幸
次 長 山口 美矢子
議事係 長 奥 幹 久
議事係 員 木 寺 裕一朗
総務係 員 岩 本 英 則

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	北	川	政次
教	育	松	尾	文雄
総	務	山	崎	正和
総	務	諸	岡	利幸
企	画	庭	木	淳
営	業	古	賀	龍一郎
営	業	永	尾	淳一
福	祉	松	尾	徹
こ	ども	秋	月	義則
こ	ども	諸	岡	智恵
ま	ち	野	口	和信
環	境	山	口	智幸
総	務	後	藤	英明
企	画	弦	卷	一寿
財	政	藤	井	喜友
会	計	山	田	英昭
選	挙	谷	口	勝
監	査	青	木	博
農	業	一	ノ	瀬直
農	業			治

議 事 日 程

第 1 号

11月30日（火）10時開議

日程第1	会期の決定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	議長の諸報告
日程第4	市長の提案事項に関する説明
日程第5	教育長の教育に関する報告
日程第6	第126号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第7	第127号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第8	第128号議案 令和3年度武雄市一般会計補正予算（第9回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第9	第129号議案 令和3年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第10	第130号議案 令和3年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第11	第131号議案 令和3年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第12	第132号議案 令和3年度武雄市下水道事業会計補正予算（第4回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第13	議提第2号 証言拒否に伴う告発について（採決）

開 会 10時

○議長（山口昌宏君）

皆さんおはようございます。ただいまより令和3年12月武雄市議会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第105号議案から第132号議案までの28議案と、報告第14号から第16号までの3件及び議員から提出されました請願第2号並びに議提第2号を一括上程いたします。

日程第1 会期の決定

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問いたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。古川議会運営委員長

○議会運営委員長（古川盛義君）〔登壇〕

おはようございます。令和3年12月武雄市議会定例会の招集に基づき、議長から諮問がありましたので、11月29日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果について御報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1. 会期及び会期日程について、第2. 付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、第3. 決算審査特別委員会の報告について、第4. 一般質問の質問順序について、以上4項目でございます。

本定例会において審議すべき議案等は、ただいま議長から上程になりました条例議案9件、事件議案10件、予算議案9件、請願1件、議員提案1件の合計30件でございます。

なお、追加議案等として、事件議案4件、予算議案1件が予定されております。

また、9月定例会において閉会中の継続審査に付されておりました一般会計及び特別会計等の決算認定議案につきましては、一般会計決算審査特別委員長、特別会計等決算審査特別委員長から、それぞれ審査終了の報告が議長宛てに提出されております。議案審議に先立ち、報告をしていただくこととしております。

次に、議案の審議順序及び委員会付託の要否についてでございます。

まず、第126号議案、第127号議案の2件の条例議案及び第128号議案から132号議案までの5件の予算審議につきましては、所管の常任委員会の付託を省略し、本日、審議を行い即決することで意見の一致を見ました。

委員会付託については、第122号議案 令和3年度武雄市一般会計補正予算（第8回）につきましては、所管の常任委員会に分割付託し、その他の議案につきましては、所管の常任委員会に付託することで意見の一致を見ました。

また、議員提出議案、議提第2号 証言拒否に伴う告発についてにつきましては、本日、採決することで意見の一致を見ました。

次に、一般質問でございます。

11名の議員から36項目の通告がなされており、一般質問順序の抽選結果はデータ配信のとおりでございます。

12月7日から9日までの3日間の日程とし、抽選結果の順に、それぞれ7日、8日は4名ずつ、9日に3名を行うこととして、いずれも午前9時開議とすることに決定いたしました。

質問につきましては、答弁を含めて60分であります。

以上のことを考慮し検討いたしました結果、会期は本日30日から12月16日までの17日間が適当である旨、決定をいたしました。

なお、日程等の詳細につきましては、データ配信のとおりでございます。

答申は以上でございます。終わります。

○議長（山口昌宏君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日 30 日から 12 月 16 日までの 17 日間と決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 30 日から 12 月 16 日までの 17 日間とすることに決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第 88 条の規定により、2 番豊村議員、15 番松尾初秋議員、19 番杉原議員の以上 3 名を指名いたします。

日程第 3 議長の諸報告

日程第 3. 議長の諸報告を申し上げます。

議長の諸報告はデータ配信しておりますので、それをもって報告に代えさせていただきます。

日程第 4 市長の提案事項に関する説明

日程第 4. 市長の提案事項に関する説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

おはようございます。武雄市議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

まず、豪雨災害からの復旧・復興についてであります。

8 月 11 日からの大雨による災害から 3 か月半が経過いたしました。この間、一日も早い復旧と市民の皆様のご生活再建を目指し、関係機関と連携しながら全力で取り組んでまいりました。

被災された方々の懸命の御努力に加え、市内外の多くの方々の御支援により、着実に復旧が進んでいるところであり、全ての皆様に対しまして心から感謝申し上げます。

2 年で 2 回の災害を受け、今後の復旧や復興の大きな方向性を示すため、「武雄市 新・創造的復興プラン」を作成いたしました。まずは、被災された方々の生活再建を最優先とし、一日も早い復旧に全力で取り組んでまいります。加えて、気候変動に対応した水と共に生きるまちを目指し、新たに設置した治水対策課を中心に各分野の総力を結集し、誰もが安心して住み続けられ、新たなにぎわいが生まれる創造的復興を強力に進めてまいります。

気候変動に対応したまちづくりを進めるためには、何よりもまず抜本的な治水対策を、スピード感を持って行うことが必要です。六角川水系緊急治水対策プロジェクトの前倒しでの

実施や六角川洪水調整池の早期完成に加え、超短期での対策や新たな抜本的対策を議会の皆様と一緒にこれまで国に求めてまいりました。今後も、引き続き強力で求めてまいります。

あわせて、県に対しましても、内水対策プロジェクトの推進、排水機場の早期完成、河川の整備促進をこれまで以上に強く求めてまいります。加えて、市として実施可能なあらゆる対策を早急に進めてまいります。

ため池の事前放流や田んぼダムの普及促進など、今ある資源を生かした対策の早期実施に加え、さらなる効果的な内水対策を進めるため、データを活用した内水氾濫メカニズムの分析や六角川流域のため池の基礎調査などに着手いたします。調査結果を基に、浸水低減効果が高い対策から優先して、スピード感を持って実施してまいります。

既に、被災された小規模事業者、中小事業者及び中堅企業の皆様に対しまして、「水に強いなりわい再建等事業」において、事業再建に向けた支援を行っているところですが、その対象業種を医療、福祉、保育施設等へ拡大いたします。

被災された建物や機械設備等の修理、購入などの再建費用や、土地や建物のかさ上げ、止水設備の設置、市内への移転など今後の浸水対策に係る費用を補助いたします。

市民生活に欠かせない医療、福祉分野の事業継続を支援することにより、市民の暮らしを守り、誰もが安心して住み続けられるまちを目指してまいります。

農業者の営農再開には、農業用機械や施設の復旧が必要不可欠であります。農産物の生産・加工に必要な機械や施設の再取得、再建、修繕に係る費用を補助いたします。

今回、国からの支援が得られない中、県と協調し、2年前と同じく費用の6割を補助することで、農業者の一日も早い経営再建と事業継続を強力で支援してまいります。

あわせて、再度の気象災害に備え、園芸施設や農機具共済等への加入を促進することで、今後の被害額を軽減する農業者の自助の取組を広げてまいります。

また、次期作に必要な種子、種苗の購入費用や畜産農家に対する生産資材の再購入費用につきましても補助を行い、本市の基幹産業でもある農業をしっかりと支えてまいります。

今回の災害においても、2年前と同様、市内全域で農地・農業用施設・林道等に大きな被害がありました。国の災害査定を受け、農地・農業用施設等の本格的な復旧を行い、迅速な機能回復を図ってまいります。

また、市内各地で起きた崖崩れに対しましても復旧を進め、住民の方の不安を一日も早く取り除き、市民の暮らしの安全をしっかりと守ってまいります。

子や孫の代まで大切なふるさとを守り、「やっぱり武雄」と安心して住み続けられるよう、創造的復興に全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

全国の新規感染者数は減少傾向が続いております。これも、市民の皆様や事業所の皆様の

感染防止対策への御努力の賜物であると考えております。

しかしながら、これから寒い時期を迎え、屋内での活動が増えてまいります。年末年始を迎えるに当たり、人の流れが増加することも予想されます。

また先日、南アフリカで新たな変異株であるオミクロン株が確認され、世界での感染拡大が懸念されています。

市民の皆様におかれましては、引き続き日常生活における一人一人の感染防止対策の徹底をよろしくお願い申し上げます。

ワクチン接種につきましては、これまで「接種したい方が、接種したいときに、接種できる環境づくり」を基本方針とし、10月末までに対象者の2回目接種8割を目指し、医師会と連携しながら進めてまいりました。その結果、現在、市内の12歳以上の84%以上の方が2回目の接種を終えている状況であり、今後は3回目のワクチン接種に向けた体制を整備してまいります。

2回目の接種からおおむね8か月以上を経過した18歳以上の方を対象とし、本日より、医療従事者の方に対する接種券の発送を開始いたします。その後、一般の方に対しましても、2回目までの接種時期に応じて1月5日から順次接種券の発送を予定しております。引き続き医師会や医療機関の皆様と連携し、受けたい人が遅滞なく受けられる体制を着実に整えてまいります。

今後も、市民の命と暮らしを守るため、感染予防の徹底、市民生活の支援、地域経済の回復と活性化、次への備えを4本柱として、各種コロナ対策にスピード感を持って取り組んでまいります。

以上、市民の皆様が安心して暮らすことができるまちを目指し、各種政策に全力で取り組んでまいりますので、議員各位の御理解・御協力を切にお願い申し上げます、私の提案事項説明とさせていただきます。本議会もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口昌宏君）

北川副市長

○北川副市長〔登壇〕

皆さんおはようございます。私のほうから、今定例会に提出いたしております議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例議案7件について御説明いたします。

「武雄市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、条例を改正するものであります。

「武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、武雄市民球場の供用開始前の準備行為に関する規定を定めるため、条例を改正するものであります。

「武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例」は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

「武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正するものであります。

「武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

また、「武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」は、し尿収集に係る収集運搬手数料の見直しに伴い、条例を改正するものです。

このほか、武雄市衛生処理センターの処理対象区域の変更に伴い、「武雄市衛生処理センター設置条例の一部を改正する条例」を提案いたしております。

次に、事件議案 10 件について御説明いたします。

「武雄市過疎地域持続的発展計画」につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

「新武雄工業団地造成（1 工区）工事請負契約の一部変更について」、同じく（2 工区）工事請負契約の一部変更について及び（3 工区）工事請負契約の一部変更につきましては、新武雄工業団地造成工事の工期を延長するため、議会の議決を求めるものであります。

「武雄市体育施設の指定管理者の指定について」、「武雄市民球場の指定管理者の指定について」及び「武雄市乳待坊公園の指定管理者の指定について」は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

「損害賠償の額を定めることについて」は、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

また、「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更について」及び「杵東地区衛生処理場組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について」は、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、予算議案について御説明いたします。

今回の補正は、国及び県の補助金等を活用した事業の追加など、9 月の追加補正予算の編成後に生じた事由により、速やかに対応すべき経費について補正をお願いいたしております。

まず、国や県の補助金等を活用した事業では、8 月 11 日からの大雨により被害を受けた農地、農業用施設等の復旧に要する経費や、新型コロナウイルスワクチンの 3 回目の接種に要する経費などを計上いたしております。

市単独事業では、六角川流域の内水氾濫メカニズムを分析し、対策案を検討するための経費や、医療・福祉・保育施設等の再建や浸水対策への支援に要する経費などを計上いたして

おります。

そのほかの補正予算では、2件の特別会計と1件の公営企業会計の予算を提出いたしております。

このほか、交通事故による損害賠償及び草刈作業等における事故による損害賠償に係る専決処分の報告をいたしております。

また、本日、条例議案2件、予算議案5件を追加で提案いたしております。

詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第5 教育長の教育に関する報告

○議長（山口昌宏君）

日程第5. 教育長の教育に関する報告を求めます。松尾教育長

○松尾教育長〔登壇〕

おはようございます。教育に関する報告を申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

コロナ禍の中で延期となっておりました小中学校の運動会・体育大会につきましては、各学校、競技時間を短縮するなど感染防止対策を講じながら実施いたしました。

また、修学旅行につきましても、例年とは行き先を変更するなどして、無事に修学旅行を実施しているところでございます。

2022年秋に開業予定の西九州新幹線に関連して、市内小中学生と希望する年長児を対象に「令和3年ハブ都市武雄PRポスターコンクール」を開催し、10月10日に表彰式を行いました。受賞作品は武雄温泉駅で展示された後、12月からは武雄市図書館・歴史資料館に展示されますので、子供たちが描く新幹線のある未来をぜひ御覧ください。

10月に行われました杵島武雄地区中学校駅伝大会では、男子は1位に武雄中学校、女子は1位に武雄中学校、2位に川登中学校、3位に山内中学校と続き、子供たちは日頃の頑張りを発揮してくれました。

ICT利活用を進めるため、公開授業や武雄市こども図書館において親子でプログラミング体験学習を行い、保護者の方々にもICTへの理解を深めていただいたことと思います。

また、教員の働き方改革を進めるため、統合型校務支援システムを導入し、校務データの一元管理を行い、教員の負担軽減につなげているところでございます。

次に、子育てについて申し上げます。

10月8日から10日までのキッズウィークでは、新型コロナウイルス感染症に注意しながら、各町公民館を中心に親子や家族で参加する工作教室や歴史探訪を実施いたしました。

また、武雄市図書館・歴史資料館やこども図書館では、新幹線開業にちなんだイベント等を開催いたしました。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

令和元年8月豪雨で被災した北方公民館の復旧工事と改修工事が完了し、11月から北方公民館全館の利用ができるようになりました。

11月6日開催のリニューアル記念式では、文化ホールでの舞台発表やイルミネーションの点灯式が行われました。

公民館活動では、町民運動会やふれあい祭りなどの行事が昨年に引き続き中止となっておりますが、作品展や講座などは工夫しながら開催しておりまして、町民の触れ合いや学びの場づくりに努めております。

また、10月10日には「NHKのだ自慢」が開催されました。コロナ禍の中での開催となりましたが、「明るく 楽しく 元気よく！」で、復興に向けた武雄の元気を全国に届けることができたのではと思っております。

武雄市図書館・歴史資料館では、10月16日から11月21日まで、企画展「武雄から世界へ 山口尚芳を知っていますか」を開催いたしました。山口尚芳は、明治政府が海外派遣した岩倉使節団の全権副使の一人で、明治政府の代表として世界を見聞し、先進的な科学技術や最新の世界情勢を視察し、帰国後、日本の近代国家形成の過程で大きな役割を果たしました。明治政府で活躍した武雄出身の山口尚芳を、身近に感じていただいたことと思います。

また、今回は市内の小学校の全ての6年生がこの企画展を観覧し、山口尚芳のことを知り、郷土愛を育むことができたのではないかと思っております。

以上、教育に関する報告をいたしました。

なお、9月から11月までの3か月間に実施いたしました主な行事等につきましては、別紙一覧表にお示ししたとおりでありますので、御覧ください。

今後とも、さらなる御指導・御鞭撻をお願い申し上げまして、教育に関する報告とさせていただきます。

日程第6・第7 第126号議案・第127号議案

○議長（山口昌宏君）

日程第6．第126号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例及び日程第7．第127号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。山崎総務部長

○山崎総務部長〔登壇〕

おはようございます。第126号議案及び第127号議案について、一括して御説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、佐賀県に準じて提案をさせていただいております。

第126号議案の議案書1ページから2ページでございますが、武雄市の一般職と任期付職員の期末手当の支給率を0.15月減額するものでございます。

第1条と第3条では、今年度分について、12月の支給分で0.15月分を減額するように改めております。

第2条と第4条では、令和4年4月以降の期末手当について、年0.15月の減額を6月と12月にそれぞれ0.075月に分けて減額の改正をするものでございます。

第127号議案につきましては、議案書の3ページ、4ページになります。

武雄市市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率を、0.10月分減額する改正をお願いしております。

第1条と第3条では、今年度分について、12月の支給分で0.10月分を減額するよう改めているものでございます。

第2条と第4条では、令和4年4月以降の期末手当について、年0.10月分の減額を6月と12月にそれぞれ0.05月に分けて減額するように改正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口昌宏君）

第126号議案及び第127号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。
12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

今、126号議案と127号議案の説明をいただきましたけれども、126号議案について御質問させていただきます。

説明の冒頭で、県に準じての期末手当の引下げということでお聞きをしました。

しかしながら、県に準じる前に国の人事院勧告が基本となっているんじゃないかと。それにつきましては、国公準拠の下、国家公務員の給与に準ずる採用が地方自治体職員の給与に関しては参考になっていると思うんですよ。

しかしながら、国においては、今のところ給与関係閣僚会議の中でこの人事院勧告については先送り、まだ決定もしていない。

今後、検討をするということになっておりますが、国がしないことを地方自治体、県も市の自治体もやっていくということについてはどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（山口昌宏君）

山崎総務部長

○山崎総務部長〔登壇〕

今回の給与改定におきましては、武雄市は、佐賀県の人事委員会勧告に準拠して給与改定を行っているところであります。

議員のほうから説明がありましたように、国においては、今回の改定については、今来て

いる情報では来年6月で調整をするという情報しか今のところこちらのほうに来ておりませんが、あくまでも佐賀県におきましては、人事委員会勧告を尊重して行うという情報が来ておりまして、県内の20市町は全て今回、12月で改定するという事で確認をしているところであります。

○議長（山口昌宏君）

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

佐賀県においては、20市町全てが県に準じてやるということですがけれども、全国的に見てこの勧告に従っていない、従わない、議会に提案しない自治体等がどのくらいあるのか。

そして、この国の人勧が出たときには全日本自治体労働組合との協議もされてます。各地方においてはどのような交渉をされたのか、その点についてお尋ねします。

○議長（山口昌宏君）

山崎総務部長

○山崎総務部長〔登壇〕

今回の給与改定について、他の自治体等の情報については全て持ち合わせている状況ではありませんけれども、あくまでも、佐賀県内においては全て実施をするということで確認しております。

それから、職員団体等については、この分については協議をいたしまして、話し合いをもって、確認しているところであります。

○議長（山口昌宏君）

14番宮本議員

○14番（宮本栄八君）〔登壇〕

この126号議案、127号議案で、国の方向性があるって、県が決めたやつに従っているということですがけれども、もともとこの理由はコロナによる経済不況のためですかね。

その理由は何ですか。

○議長（山口昌宏君）

山崎総務部長

○山崎総務部長〔登壇〕

国のほうからの通知文書、県を通じてですけれども、その中では国のほうの考えといたしましては、現況の経済状況を見据えながら今回の改定については見送るというような情報しか来ておりませんので、こちらのほうで把握している分については、それくらいしか答弁することができません。

○議長（山口昌宏君）

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第 126 号議案及び第 127 号議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

次に、討論、採決を行います。討論、採決については議案ごとに行います。

まず、第 126 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

おはようございます。第 126 号議案の一般職の給与改定の分、これについて反対の立場で討論をさせていただきます。

今回のマイナス勧告については 2 年連続のマイナス勧告、今回は 0.15 というのですが、前年度は 0.05 だったと思っておりますけれども、2 年連続で 0.20 のマイナス引下げということがあります。国のほうでは民間との比較ということと言われておりますけれども、民間との月例給の官民比較が 0.00、19 円ほどの差しかございません。

その中でコロナ、そして、武雄市においては、佐賀県においては、2 年越しの大水害もありました。そして、職員の皆さん必死になって働いてこられて、コロナにおいてもそうです。

そういう中に、この引下げがモチベーションの低下とにならないようお願いしたいのと、地方においてはそういう状況にある中、国のほうはまだ検討している段階で、国は決定していない、先送り。そして、自治体のほうは国の人勧によって引下げをさせられていく。

こういう中において、地方は地方の声を上げて、こういう頑張っている人が報われる給与制度であるべきだということ、国の押しつけではなく地方の声をしっかり届けていく制度とあるべきだと、私は今回の改定においてはそう思います。

こういった中、経済再生と言われております。公務員においては引下げ、そして、民間には強く 3% の引上げを求める、整合性が取れないこの施策についても、私はしっかりと経済対策を訴えていくなれば、今回、引下げについては反対の立場ということで討論をさせていただきました。どうか皆さん、御賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（山口昌宏君）

7 番上田議員

○7 番（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。第 126 号議案に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、るる反対討論を述べられまして、思いというところは非常に共感できる部分も確かにあるのはあります。頑張って努力した方が報われる社会でなければならないというのはもう十二分に把握しているところでございますけれども、今回の給与改定については、県に倣ってということございまして、先ほど、るる部長からの答弁がありましたように、全県、もう県内全ての自治体で実施をするということでございますので、武雄もその例に倣ってや

ったほうが良いということで私は判断をしております。皆さんの御賛同のほどよろしく願います。

○議長（山口昌宏君）

討論をとどめます。

本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 126 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 127 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 127 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 127 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 ～ 第 12 第 128 号議案～第 132 号議案

日程第 8. 第 128 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）から日程第 12. 第 132 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 4 回）までの以上 5 議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。山崎総務部長

○山崎総務部長〔登壇〕

第 128 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）から第 132 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 4 回）について、一括して補足説明を申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきまして、今回の補正予算では国の経済対策に伴う子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る経費と、佐賀県に準じて特別職と一般職員等の期末手当の支給率改定に伴う人件費の補正及び朝日公民館建設事業におけるウッドショックによる資材単価の高騰による建設工事費等の増額をお願いしているところでございます。

補正予算の 1 ページを御覧ください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額にそれぞれ 4 億 201 万 1,000 円を追加し、補正後の総額を 338 億 9,879 万 4,000 円とするものでございます。

まず、歳出について御説明いたします。

予算説明書の（4）ページを御覧ください。

1 款から 10 款まで記載しております職員手当等につきまして、さきに御審議いただきました給与改定に伴う人件費の減額補正をお願いしております。

予算説明書（6）ページを御覧ください。

3 款 3 項 2 目．児童措置費では、子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る経費として給付金 4 億 1,150 万円などを計上しております。

予算説明書の（9）ページを御覧ください。

10 款 5 項 2 目．公民館費では、朝日公民館建設工事費の増額分等の工事請負費を計上しております。

予算説明書の（10）ページを御覧ください。

14 款 1 項 1 目．予備費では、財源調整として 300 万 3,000 円を減額しております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算説明書の（3）ページを御覧ください。

歳入につきましては、今回の歳出予算の財源として、15 款．国庫支出金では子育て世帯への臨時特別給付金を、4 億 1,451 万 1,000 円を計上しております。

19 款．繰入金では、財政調整基金として、財政調整基金繰入金を 3,000 万円減額しております。

22 款．市債では、朝日公民館建設事業に係る合併特例債を 1,750 万円計上しております。

次に、特別会計、企業会計について御説明いたします。

3 つの特別会計と 1 つの企業会計の補正予算につきましては、いずれもさきに御審議いただきました給与改定に伴う人件費の減額補正をお願いしているところであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口昌宏君）

第 128 号議案から第 132 号議案までの以上 5 議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。14 番宮本議員

○14 番（宮本栄八君）〔登壇〕

（9）ページの、朝日公民館の建設工事費のウッドショックによる変更ということで、ウッドショック以外にも最初契約してから途中上がるというのはあると思うんですけども、そういうののルールで、何パーセント上がったなら市が持ちますよとか、何パーセント以内は元の中でやってくださいとか、その辺のルールはどういうふうになっているかお聞きします。

○議長（山口昌宏君）

諸岡こども教育部理事

○諸岡こども教育部理事〔登壇〕

おはようございます。先ほどの御質問の分でございますが、この分につきましては武雄市建設工事請負契約約款第 27 条にその規定がございまして、日本国内等の著しい価格変動があった場合についてはというふうな規定がございます。

今回はウッドショックという世界的な変動がございまして、それに基づいて補正予算のお

願いをしているところでございます。

○議長（山口昌宏君）

14 番宮本議員

○14 番（宮本栄八君）〔登壇〕

世界的にはそういうことも聞きますけど、まだ地元まではそこまで波及していないというお話も聞くんですけども、その単価の確認とかはされたんでしょうか。

○議長（山口昌宏君）

諸岡こども教育部理事

○諸岡こども教育部理事〔登壇〕

価格につきましては、木材納入業者からの入札時と納入時の見積書比較を行ったところ、増額となっております。

刊行物、建設物価という本でございしますが、そちらで公表されている価格の上昇率は2倍となっております。それと比較しても、今回出していただいた見積りの上昇率は1.6から1.8倍程度となっております。市の建築担当者及び委託している監理事務所とで精査を行った上で今回の増額は適正な価格と判断しております。

○議長（山口昌宏君）

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

2点ですが、今現在の進行状況はどうなっていますか。

それと、今回の補正予算が先議に対して3種類。いわゆる国からの子育て支援、それから、期末手当の人件費。これだけの補正予算かと思って資料を見ていましたら、今の宮本議員からもあった朝日公民館建設工事が入ってるわけですね。だから、先議にする必要性があったのかどうか。

やっぱり委員会付託をして、常任委員会でそうした説明も受け、ちゃんと現場も見て、議会にそれだけの機能と役割を發揮させてほしいと思うんですよ。

だから、先議という重みと、この市の単独事業をひっくるめて補正予算で組んであるから、正直びっくりしたんですよ。

だから、これ第128号議案は正直、一緒になって論議というか、採決に関わるわけですよ。

だから、当然この期末手当の問題、先ほど可決されました。それと併せて、いわゆる先議に当たるわけですよ。そして、この子育て世代、国の施策に対して、やっぱり臨時特別給付事業の必要性からしても、私も賛成したわけです。

だけど、この市の事業の朝日公民館建設工事については、やっぱり委員会付託をして十分な審議をするべきだということを私は訴えたいので、何でこれを先議に入れたのかちょっと説明してください。

○議長（山口昌宏君）

諸岡こども教育部理事

○諸岡こども教育部理事〔登壇〕

まず、工事の進行状況でございますが、現在、建物本体工事の棟上げをしまして、屋根のところを組み立てておるところでございます。

それと、もう一点目の先議の理由でございますが、理由といたしまして3点ございます。

まず、先ほどもちょっとウッドショックの話が出ておりましたが、朝日公民館本体と屋外倉庫につきましては、主体構造が木造であるため、ウッドショックにより当初の見込みより工事費が増額となること、そのほか、今回、通信設備工事、ケーブルテレビ電話回線、機械警備の追加工事もお願いしておりますが、その分もあり増額補正をお願いする必要が生じたこと。

次に、2点目でございますが、工事の進捗につきまして、今年9月の時点では基礎工事の段階でまだ木材発注の時期に来ておらず、木材の価格変動の見通しがつかなかったことから12月議会での補正のお願いとなっております。

3点目でございますが、もともと朝日公民館本体の建築主体工事契約につきましては、2億円以上の契約となったため6月議会で議決をいただいている案件でございます。

また、来年4月の供用開始に向けて工事のほうを進めておまして、変更契約につきまして、12月議会の追加議案として議決をお願いしたく、補正予算については先議をお願いしているところでございます。

○議長（山口昌宏君）

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

先議の件について、今日、開会です。閉会日は12月16日です。各委員会の日程が13日、14日とあるんですよ。それだけ急ぐ理由は何も説明されませんでした。

だから、先議に値しない。申し述べておきたいと思います。

○議長（山口昌宏君）

ということは、答弁、要りませんね。

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

同じく朝日公民館の建設のところ、今、説明があった中に、通信機器において追加の工事が必要だと言われましたけれども、これ追加なんですか。それとも、追加じゃなくて、追加じゃない場合だったら、設計の段階でどのような通信機器設備の設計がなされていたのか、なぜ追加が必要になったのかをお尋ねします。

○議長（山口昌宏君）

諸岡こども教育部理事

○諸岡こども教育部理事〔登壇〕

通信設備の工事費でございますが、この分は先ほど申しましたが、ケーブルテレビ電話回線、機械警備の工事で、ケーブルの引込みやセンサーの設置、機器の移設等を行うものでございます。

予算計上につきましては、当初予算の段階では詳細な工事範囲が確定していなかったため、今回、補正をお願いしているところでございます。

○議長（山口昌宏君）

ほかございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第128号議案から第132号議案までの以上5議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

次に、討論、採決を行います。討論、採決については議案ごとに行います。

まず、第128号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第128号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第128号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第129号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第129号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第129号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第130号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第130号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 130 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 131 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 131 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 131 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 132 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 132 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 132 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議提第 2 号

日程第 13. 議提第 2 号 証言拒否に伴う告発についての件を議題といたします

ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員会で調査中の遅延に関する調査について関係人田中大志朗君に対し証言を求めたところ、正当な理由がないのに証言を拒んだので、この際、地方自治法第 100 条第 9 項の規定により、同君を告発することにいたしたいと思えます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本議会は田中大志朗君を地方自治法第 100 条第 9 項の規定により告発することに決しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 10時57分

